

TAKAHAMASHI

SHOKOKAI NEWS

【高浜市商工会報】

vol.232

発行 / 高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町 4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP: <https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail: takahama@aichiskr.or.jp



2020. 1. 10

高浜市商工会会員数 = 980事業所

(令和元年11月15日現在)

新年のご挨拶

高浜市商工会 会長 石川伸



新年あけましておめでとうございます。

昨年は、小規模事業者支援法が改正され、全国商工会連合会より中小・小規模事業者の経営力を強化し、地域経済の持続的発展を目指す基本方針に基づく「商工会プラン2019」が示されました。

高浜市商工会は、「市内事業者実態調査結果」への対応と「商工会プラン2019」を踏まえ、商工会組織を挙げて会員事業者の課題解決に挑むべく、①創業支援、②事業承継対策、③経営力強化支援、④雇用対策、⑤リスクマネジメント対策、⑥職員力の強化に取り組み、会員事業者の個々の課題に応じた伴走型支援を実施してまいります。

また、近年、自然災害の頻発化などにより、中小企業・小規模事業者の事業活動の継続に支障をきたす事態が生じています。そこで、高浜市商工会は、高浜市と協力して災害復旧対策に積極的に取り組むため、災害協定締結に向けた準備を進めてまいります。

高浜市商工会は、地域経済団体として、会員の皆様のニーズに応えられるよう努力してまいりますので、本年も皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げますと共に、皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

商工会は税務、経理を的確にサポートします。

2019年10月より消費税率引き上げ、2020年より青色申告特別控除額が改正されました。

商工会では個人事業者に代わって、財務諸表や決算書をパソコンで作成し、データーをもとに経営改善の提案、節税対策のアドバイス、確定申告のお手伝いをします。

※手数料等につきましては、商工会までお問い合わせください。

確定申告が始まります！お問い合わせはお早めに！

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模企業共済

検索

Be a Great Small.
中小機構

www.smrj.go.jp/skyosai TEL:050-5541-7171 (共済相談室)